

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において独立行政法人水産大学校における建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者並びに平成25・26・27年度において独立行政法人水産大学校における物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受け（以下「物品の製造等」という。）に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、平成25・26年度建設工事等及び平成25・26・27年度物品の製造等において、国又は国が所管する独立行政法人の競争契約の参加資格を有する者については、独立行政法人水産大学校の競争入札にも参加できるため、本公示に基づく申請の必要はありません。

平成24年12月26日

独立行政法人水産大学校

理事長 鷲尾圭司

◎ 調達機関番号 532 ◎ 所在地番号 35

1 資格の種類

(1) 建設工事

① 土木一式工事 ② 建築一式工事 ③ 大工
工事 ④ 左官工事 ⑤ とび・土工・コンクリ
ート工事 ⑥ 石工事 ⑦ 屋根工事 ⑧ 電気工
事 ⑨ 管工事 ⑩ タイル・れんが・ブロック
工事 ⑪ 鋼構造物工事 ⑫ 鉄筋工事 ⑬ ほ装
工事 ⑭ しゅんせつ工事 ⑮ 板金工事 ⑯ ガ
ラス工事 ⑰ 塗装工事 ⑱ 防水工事 ⑲ 内装
仕上工事 ⑳ 機械器具設置工事 ㉑ 熱絶縁工
事 ㉒ 電気通信工事 ㉓ 造園工事 ㉔ さく井
工事 ㉕ 建具工事 ㉖ 水道施設工事 ㉗ 消防
施設工事 ㉘ 清掃施設工事

(2) 測量・建設コンサルタント等

① 測量 ② 土地家屋調査 ③ 建設コンサタ
ント ④ 建築士事務所 ⑤ 計量証明 ⑥ 地質
調査 ⑦ 補償コンサルタント ⑧ その他

(3) 物品の製造及び物品の販売

① 衣服・その他繊維製品類 ② ゴム・皮革
・プラスチック製品類 ③ 窯業・土石製品類
④ 非鉄金属・金属製品類 ⑤ フォーム印刷
⑥ その他印刷類 ⑦ 図書類 ⑧ 電子出版物類
⑨ 紙・紙加工品類 ⑩ 車両類 ⑪ その他輸送
・搬送機械器具類 ⑫ 船舶類 ⑬ 燃料類 ⑭
家具・什器類 ⑮ 一般・産業用機器類 ⑯ 電
気・通信用機器類 ⑰ 電子計算機類 ⑱ 精密

機器類 ①⑨ 医療用機器類 ②⑩ 事務用機器類
②⑪ その他機器類 ②⑫ 医薬品・医療用品類 ②⑬
事務用品類 ②⑭ 土木・建設・建築材料 ②⑮ そ
の他

(4) 役務の提供等

① 広告・宣伝 ② 写真・製図 ③ 調査・研
究 ④ 情報処理 ⑤ 翻訳・通訳・速記 ⑥ ソ
フトウェア開発 ⑦ 会場等の借り上げ ⑧ 賃
貸借 ⑨ 建物管理等各種保守管理 ⑩ 運送
⑪ 車両整備 ⑫ 船舶整備 ⑬ 電子出版 ⑭ そ
の他

(5) 物品の買受け

① 立木竹 ② その他

2 申請の時期

平成25年2月1日から平成25年2月28日（土
・日曜日及び休日を除く。）の9時から17時（
12時から13時を除く。）

なお、上記期間経過後も随時申請の受付を行
うが、資格を付与したときから有効となるため、
希望する調達案件の入札に間に合わないことが
ある。

3 申請の方法

(1) 申請書類の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」は、下記の配布場所において、競争参加資格を得ようとする者に無料で配布する。また、インターネットの本校ホームページ

（<http://www.fish-u.ac.jp/nyusatu/sankasikaku/sankasikaku.html>）にて申請書を出力することもできる。

〒759-6595 山口県下関市永田本町2-7-1
独立行政法人水産大学校 電話083-286-5112

① 1の(1)及び(2)：総務部経理課施設係

② 1の(3)から(5)：総務部経理課契約係

(2) 申請書の提出方法

申請書は、上記(1)の場所に次の①から③の申請書等の関係書類を直接持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）をすること。

① 建設工事について競争参加資格の申請を行う場合

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ 添付書類

（ア）営業所一覧表

（イ）総合評定値通知書等の写し

（ウ）納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若

しくはその3の3。以下同じ。)又はその写し

(エ) 共同企業体協定書の写し(共同企業体として申請する場合)

(オ) 共同企業体等調書(共同企業体として申請する場合)

(カ) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

(キ) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

(ク) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(ケ) 使用印鑑届

② 測量・建設コンサルタント等について競争参加資格の申請を行う場合

ア 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

イ 添付書類

(ア) 営業所一覧表

(イ) 財務諸表類

(ウ) 登記事項証明書又は登記簿謄本(以下「登記事項証明書等」という。)

(法人の場合)又はその写し

(エ) 登録証明書等（登録を受けている場合）

(オ) 納税証明書の写し

(カ) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(キ) 使用印鑑届

③ 物品の製造及び販売、役務の提供等及び物品の買受けについて競争参加資格の申請を行う場合

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）

イ 添付書類

(ア) 登記事項証明書等（法人の場合）又はその写し

(イ) 営業経歴書

(ウ) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

(エ) 納税証明書の写し

(オ) 委任状

(カ) 使用印鑑届

(3) 申請書等の作成に用いる言語

① 申請書及び財務諸表類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で

申請のものは、日本語の訳文を付記、又は添付すること。

- ② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 競争参加資格を付与しない者

- (1) 特別な理由があるものを除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。但し、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- (3) 数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体（共同企業体）であって、その構成員に前記(1)、(2)に該当する者を含む者。

5 競争参加者の資格及びその審査

- (1) 競争に参加できる者の資格審査は、建設工事を希望する者にあつては総合評定値通知書の総合評定値(P)を付与数値とし、測量・建設コンサルタント等を希望する者にあつては別

記 1、物品の製造等を希望する者にあつては別記 2 の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもつて行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記 3 の区分に基づいて格付けする。

6 資格審査結果の通知

「資格確認通知書」又は「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

建設工事等に係るものは資格を付与されたときから平成 27 年 3 月 31 日、物品の製造等に係るものは資格を付与されたときから平成 28 年 3 月 31 日までとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先

上記 3 (1) の配布場所。なお、名簿の閲覧にあつては、インターネットにより、本校ホームページ

(<http://www.fish-u.ac.jp/nyusatu/sankasikaku/sankasikaku.html>)

にアクセスし、閲覧することもできる。

9 会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

- (1) 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続申請中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更正手続等開始決定者」という。）となった後に申請を行うこと。
- (2) また、平成25・26年度建設工事等に係る競争契約の参加資格を有する者並びに平成25・26・27年度物品の製造等に係る競争契約の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）が更正手続等開始決定者となった時は、再度の競争参加資格の申請を行うことができる。
- (3) なお、更正手続等開始決定者であって、再度の競争参加資格の申請を行わないときは、競争参加資格が取り消される場合がある。

10 その他

- (1) 有資格者による再度の申請
上記9(2)による更正手続等開始決定者となった者以外の有資格者は、再度、資格の有効期間が同じとなる申請を行うことはできない。
- (2) 申請内容の変更
有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届

（建設工事、測量・建設コンサルタント等又は物品製造等）」に次に掲げる書類各1部（内容が鮮明であれば写しでも可）を添え、申請書を提出した上記3(1)の場所に速やかに提出すること。（変更届の入手方法は、申請書と同じ。）

① 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

ア 資格確認通知書（写）又は資格審査結果通知書（写）

イ 登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

② 物品の製造等の「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合は、資格審査結果通知書（写）

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書様式の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式とする。

③ 建設工事の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格確認通知書（写）及び総合評定値通知書

④ 測量・建設コンサルタント等の「競争参加資格希望業種区分」の場合は、資格確認通知書（写）及び申請書様式の「直前2カ年間の年間平均実績高」の欄と同様の記載をした適宜様式

(3) 合併、分社又は廃業

有資格者に合併、分社又は廃業での変更があった場合は、申請書を提出した上記3(1)の場所に速やかに届け出ること。

別記1 付与数値（測量・建設コンサルタント等）

〔掲載順序 項目 段階：付与数値〕

(1) 年間平均測量等実績高

100 億円以上		：	60
50 億円以上	100 億円未満	：	55
20 億円以上	50 億円未満	：	50
10 億円以上	20 億円未満	：	45
2 億円以上	10 億円未満	：	40
1 億円以上	2 億円未満	：	35
2,000 万円以上	1 億円未満	：	30
1,000 万円以上	2,000 万円未満	：	25
500 万円以上	1,000 万円未満	：	20
300 万円以上	500 万円未満	：	15
200 万円以上	300 万円未満	：	10

	200 万円未満		:	5
(2)	自己資本額			
	10 億円以上		:	10
	1 億円以上	10 億円未満	:	8
	1,000 万円以上	1 億円未満	:	6
	100 万円以上	1,000 万円未満	:	4
	100 万円未満		:	2
(3)	流動比率			
	130 % 以上		:	14
	95 % 以上	130 % 未満	:	10
	75 % 以上	95 % 未満	:	6
	60 % 以上	75 % 未満	:	2
(4)	営業年数			
	25 年以上		:	10
	10 年以上	25 年未満	:	8
	5 年以上	10 年未満	:	6
	5 年未満		:	4

別記 2 付与数値（物品の製造等）

〔掲載順序 項目 段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の 2 区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、生産設備の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

(1) 年間平均（生産・販売）高

200 億円以上		: 60、65
100 億円以上	200 億円未満	: 55、60
50 億円以上	100 億円未満	: 50、55
25 億円以上	50 億円未満	: 45、50
10 億円以上	25 億円未満	: 40、45
5 億円以上	10 億円未満	: 35、40
2.5 億円以上	5 億円未満	: 30、35
1 億円以上	2.5 億円未満	: 25、30
5,000 万円以上	1 億円未満	: 20、25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	: 15、20
2,500 万円未満		: 10、15

(2) 自己資本額

10 億円以上		: 10、15
1 億円以上	10 億円未満	: 8、12
1,000 万円以上	1 億円未満	: 6、9
100 万円以上	1,000 万円未満	: 4、6
100 万円未満		: 2、3

(3) 流動比率

140 % 以上		: 10
120 % 以上	140 % 未満	: 8
100 % 以上	120 % 未満	: 6
100 % 未満		: 4

(4) 営業年数

- | | | | |
|----------|----------|---|--------|
| 20 年 以 上 | | : | 5 、 10 |
| 10 年 以 上 | 20 年 未 満 | : | 4 、 8 |
| 10 年 未 満 | | : | 3 、 6 |
- (5) 生 産 設 備 の 額
- | | | | |
|---------------|---------------|---|----|
| 10 億 円 以 上 | | : | 15 |
| 1 億 円 以 上 | 10 億 円 未 満 | : | 12 |
| 5,000 万 円 以 上 | 1 億 円 未 満 | : | 9 |
| 1,000 万 円 以 上 | 5,000 万 円 未 満 | : | 6 |
| 1,000 万 円 未 満 | | : | 3 |
- (6) 合 計 (最 高 点) 100

別 記 3 資 格 の 種 類 別 等 級 区 分 及 び 予 定 価 格 の 範 囲

[掲 載 順 序 契 約 の 種 類 ① 数 値 : 等 級 ② 予 定 価 格 の 範 囲]

(1) 建 設 工 事 (土 木 一 式 工 事)

- | | | | | |
|---|-------------|-------------|---|---|
| ① | 1,500 点 以 上 | | : | A |
| | 950 点 以 上 | 1,500 点 未 満 | : | B |
| | 750 点 以 上 | 950 点 未 満 | : | C |
| | 350 点 以 上 | 750 点 未 満 | : | D |

- ② A は 2 億 円 以 上 、 B は 5,000 万 円 以 上 2 億 円 未 満 、 C は 2,000 万 円 以 上 5,000 万 円 未 満 、 D は 2,000 万 円 未 満

(2) 建 設 工 事 (建 築 一 式 工 事)

- | | | | | |
|---|-------------|--|---|---|
| ① | 1,200 点 以 上 | | : | A |
|---|-------------|--|---|---|

1,000点以上 1,200点未満 : B

800点以上 1,000点未満 : C

800点未満 : D

- ② Aは2億円以上、Bは1億円以上2億円未
満、Cは3,000万円以上1億円未満、Dは
3,000万円未満

(3) 建設工事（その他の工事：電気、管及び専
門工事）

① 1,000点以上 : A

850点以上 1,000点未満 : B

850点未満 : C

- ② Aは7,000万円以上、Bは3,000万円以上
7,000万円未満、Cは3,000万円未満

(4) 測量・建設コンサルタント等

① 80点以上 : A

60点以上 80点未満 : B

40点以上 60点未満 : C

- ② Aは1,000万円以上、Bは300万円以上1,000
万円未満、Cは300万円未満

(5) 物品の製造（船舶類以外）

① 90点以上 : A

80点以上 90点未満 : B

55点以上 80点未満 : C

55点未満 : D

- ② A は 3,000 万円以上、B は 2,000 万円以上
3,000 万円未満、C は 400 万円以上 2,000 万円未
満、D は 400 万円未満

(6) 物品の製造（船舶類）

- ① 90 点以上 : A
80 点以上 90 点未満 : B
55 点以上 80 点未満 : C
55 点未満 : D

② ア 500 トン以上

A は 30 億円以上、B は 10 億円以上 30
億円未満、C は 4 億円以上 10 億円未満、
D は 4 億円未満

イ 500 トン未満

A は 10 億円以上、B は 5 億円以上 10
億円未満、C は 2 億円以上 5 億円未満、
D は 2 億円未満

(7) 物品の販売、役務の提供等（船舶整備以外
）

- ① 90 点以上 : A
80 点以上 90 点未満 : B
55 点以上 80 点未満 : C
55 点未満 : D

- ② A は 3,000 万円以上、B は 1,500 万円以上
3,000 万円未満、C は 300 万円以上 1,500 万円未
満、D は 300 万円未満

(8) 役務の提供等（船舶整備）

- ① 90 点以上 : A
80 点以上 90 点未満 : B
55 点以上 80 点未満 : C
55 点未満 : D

- ② ア 500 トン以上

A は 8,000 万円以上、B は 5,000 万円以
上 8,000 万円未満、C は 400 万円以上 5,000
万円未満、D は 400 万円未満

- イ 500 トン未満

A は 5,000 万円以上、B は 2,000 万円以
上 5,000 万円未満、C は 300 万円以上 2,000
万円未満、D は 300 万円未満

(9) 物品の買受け

- ① 70 点以上 : A
50 点以上 70 点未満 : B
50 点未満 : C

- ② A は 1,000 万円以上、B は 200 万円以上 1,000
万円未満、C は 200 万円未満

なお、資格に基づき実際に調達を行うに際し
ては、適正な競争性を確保するため、他の等級

の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。